

最低賃金ワン・ストップ無料相談

中小企業事業主の悩みについて

専門家が無料でワン・ストップサポートします。

Q 1 最低賃金ワン・ストップ無料相談とはどんな事業ですか。

A 1 この事業は、厚生労働省が経済産業省と連携して、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業主を支援するために設けたものです。最低賃金引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、全国にワン・ストップで無料相談に応じる最低賃金総合相談支援センターが設けられています。

Q 2 どんな相談に対応してくれるのですか。

A 2 最低賃金総合相談支援センターでは次のような相談に応じています。

☆ 経営課題に関する相談

①販路開拓、②新規事業、③資金調達、④マーケティング、⑤IT活用による経営力強化 など

☆ 労務管理に関する相談

①賃金・退職金・労働時間制度の見直し、②就業規則（賃金規定）の改正、③高齢者雇用、④人材育成、⑤労働安全衛生対策、⑥業務改善助成金の案内 など

Q 3 専門家の派遣も行っているのですか。

A 3 中小企業事業主から、課題解決のための専門家派遣の要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センター、経済産業局等から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案します。

Q 4 相談した内容が他に漏れませんか。

A 4 相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

Q 5 群馬県では相談窓口はどこにありますか。

A 5 群馬県では次のところに相談窓口が設けられています。

群馬県最低賃金総合相談支援センター

〒370-0031 高崎市上大類町745-10

新井労務管理事務所内

TEL 027-353-4828